

平成30年2月定例会 環境対策特別委員会 (付託)

平成30年3月6日(火)

[委員会の概要]

山西委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①)

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、2月定例会県議会に追加提出いたしました環境対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項につきまして御説明をし、その後順次、各所管部局長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。今回御審議いただきます案件は、平成29年度歳入歳出補正予算(案)及び繰越明許費でございます。説明資料(その3)の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成29年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、4億2,816万1,000円の減額をお願ひしております。このうち県民環境部の補正総額は、この表の一番上でございますが、県民環境部の補正額の欄のところでございますが、2億9,811万2,000円の減額をお願ひしております。補正後の予算額は、4億3,574万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に3ページをお開きください。主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず環境首都課でございます。目名、環境衛生指導費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、1億8,832万7,000円の減額をお願ひし、補正後予算額は、2億489万円となっております。

続きまして、環境指導課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などにより、5,285万7,000円の減額をお願ひしております。環境指導課合計では、6,128万8,000円の減額となり、補正後予算額は、7,459万1,000円となっております。続きまして、環境管理課でございます。目名、公害対策費の摘要欄①の一般公害対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより3,987万2,000円の減額をお願ひしております。環境管理課合計では、4,849万7,000円の減額となり、補正後予算額は1億5,626万7,000円となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。環境首都課

所管の一般環境対策費では、再エネ水素ステーション導入の補助に要する経費として、2,000万円を繰り越すこととしております。今議会に追加提出をいたしました県民環境部関係の案件の説明は以上でございます。なお、県民環境部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

石本消費者くらし安全局長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における平成29年度一般会計2月補正予算案といたしまして、上から2番目の危機管理部の補正額の欄、229万円の増額補正をお願いするもので補正後の予算額は、1億1,145万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして4ページをお開きください。消費者くらし政策課の環境衛生指導費の摘要欄①鳥獣等保護費につきまして、野鳥の鳥インフルエンザ対策の増額などにより、消費者くらし政策課全体で229万円の増額補正を計上いたしております。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

阿部農林水産部副部長

農林水産部関係の案件につきまして、御説明いたします。今回、2月定例会に追加提案いたします案件は、平成29年度2月補正予算案でございます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、補正予算の総額は、上から3段目の農林水産部の補正額欄に記載のとおり、9,944万1,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、15億5,065万5,000円となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。課別主要事項でございます。摘要欄に記載の主なものについて御説明いたします。まず、もうかるブランド推進課でございますが、2段目の植物防疫費につきまして、国庫補助事業費の確定により、265万7,000円の減額となっております。次に、畜産振興課でございますが、畜産振興費につきまして、国庫補助事業費の確定により、896万2,000円の減額となっております。次に、林業戦略課でございますが、3段目の造林費につきまして、事業費の確定による減額など、合計で3,427万9,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。農山漁村振興課でございますが、1段目の農業総務費につきまして、国庫補助事業費の確定により、5,320万6,000円の減額となっております。

次に、森林整備課でございますが、治山費につきまして、国庫補助事業費の確定により、33万7,000円の減額となっております。

続きまして11ページをお願いいたします。繰越明許費についてでございます。林業戦略課の森林環境保全整備事業費及び森林整備課の治山事業費におきまして、合計で8億1,510万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。繰越しをお願いするこれらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず、翌年度に繰り越すものであり、今後、早期の事業推進に、しっかりと努めてまいります。

す。提出案件の説明は、以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

市原県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目、左から3列目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、3,249万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額につきましては、その右、県土整備部合計で5億2,147万4,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、2,006万4,000円の減額となっております。

7ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。まず、住宅課におきまして、建築基準法等施行費の事業費の決定に伴う補正によりまして、100万円の増額をお願いしております。次に、河川整備課におきまして、河川海岸維持修繕費の決定に伴う補正によりまして、270万円の減額をお願いしております。水・環境課におきまして、農業集落排水整備事業費の決定に伴う補正など、合計いたしまして、3,849万8,000円の減額をお願いしております。運輸政策課におきましては、港湾海岸施設維持補修費の決定に伴う補正により、770万円の増額をお願いしております。

続きまして、8ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、旧吉野川流域下水道建設事業費の決定に伴う補正など、合計いたしまして2,006万4,000円の減額をお願いしております。

12ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成30年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。まず、一般会計におきましては、翌年度繰越予定額欄に記載のとおり、365万5,000円となっております。また、特別会計では、流域下水道事業特別会計におきまして、翌年度繰越予定額1億4,300万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、13ページを御覧ください。地方債でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴いまして、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勢井副教育長

引き続きまして、教育委員会関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では、40万円

の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、940万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして9ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、40万円の減額をお願いいたしております。

教育委員会関係の説明は以上でございます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

樫本委員

水資源、森林の保全による水源かん養の視点から、何点かお伺いをしたいと思います。御存じのように、本県は森林の約80パーセントが私有林であります。この私有林が所有者の高齢化や、不在村化の進行によって所有者が分からない。また、管理が十分できていない森林が増加いたしております。この経緯について振り返ってみますと、戦後の復旧に、その資材として森林資源がたくさん活用されて、この徳島から東京や大阪、都市部にどんどん搬出されたわけでございます。そして、搬出された後には、地元の皆さんは国の指導によってまた苗を植えて森林資源の確保に努めてきたものであります。そして、森林の所有者たちは、いわゆる私の母方の古里ですが、私のじいさん、ばあさんが住んでいた所は、東みよし町の三加茂の駅から、ずっと東祖谷のほうに向かって行く。もう全くの条件不利地の急傾斜の集落でございました。そういった所では、その森林資源で子供の教育をし、子供を教育すると、大学へ行った人は少ないのですが、大学へ行かれた方もいらっしゃって、その森林資源で学費を子供に送って、子供に教育を付けた。そうしますと、もう子供は帰ってこない。残されたのは高齢者のみということになってくるわけでございます。そういう状況から、そしてまた都会に出られた方はもう古里の森林、いわゆる杉資源をもう見に来ることもないし、そして手入れすることもないし、そして関心もない。その後は、杉木材が非常に安くなったから、放置することになります。そういう繰り返しで、今日、所有者の不明な土地がたくさん増えてきた。そしてまた、その頃は森林資源が非常に価値があって、都会へ行ってちょっと財産ができた方は、投機の対象として森林を買われておったわけですね、しかし、またいろいろ業を成してそして都会で成功した人たちが森林資源を求めて、投機に活用したということなんですが、それも切り出すことなく、後継者がいないことから適切な森林の管理がされずに今日に至っている。そんな状況が続いておって、今に至っておるわけなんですが、こういうことで、国においてもですね、森林だけでなく、宅地そしてまた農地もこういった状況が、同じことがずっと続いているわけでございます。こういった中、元岩手県知事、総務大臣の増田寛也さんが座長になって、所有者不明土地問題研究会というのを設置されて、去年の12月に最新報告がまとめられたということでございます。この推計によりますと、全国で410万ヘクタールにも及ぶということなんですね。そのうちの20パーセント以上が林地であるという、こういうことであります。

そこで本県におきましても、徳島県の県土の76パーセントが森林であって、その76パー

セントの森林のうち25パーセント以上が管理がされていない,所有者が分からない土地と,こういうことになっておるんですが,県内における直近の所有者不明の林地面積の推移についてデータがありましたら,ここ5年ぐらいでいいんですが,教えていただきたいと思えます。

山岡林業戦略課長

ただいま,榎本委員より,所有者不明の森林についての推移についてということで御質問を頂きました。先ほどお話もございましたとおり,この所有者不明土地問題研究会が発表しておりますのは,地籍調査の通知が届かなかったケースを元に推計をされているところで,全国で約25.6パーセントということになっておりますが,本県におきましても,その地籍調査によって返ってこなかったという部分については,今のところは把握はしておりませんが,現在,不在村所有者ということで見てみますと,今現在ですけれども,私有林の面積といたしましては25万5,553ヘクタールということでございまして,この内,この森林の所有する市町村に住まれてないという方におきましては,その面積が約9万9,867ヘクタールということで,約39パーセントの方が,その所在地から移転されている。そういう状況になっているというところでございます。

榎本委員

25万5,000ヘクタールというのは全国のデータで,徳島県のデータは,幾らか数値を教えてください。

山岡林業戦略課長

今の数値につきましては,徳島県の数値でございます。

榎本委員

所有者不在が25万5,000ヘクタール。

阿部農林水産部副部長

ちょっと訂正を。ただいま申し上げました25万ヘクタールというのは,徳島県における私有林の面積ということで,そのうち地元に住んでいないというのが9万5,000ヘクタール余りで,地元に住んでいないということで,なかなか管理ができていないだろうと思われる割合というのが,39パーセントということでございます。

県におきまして,今,委員がおっしゃられたような所有者不明の土地の調査をこれまでやったことは特にはございません。今回,所有者不明土地問題研究会が,初めてこういうことをやられたというふうに記憶しております。

榎本委員

そうしますと,やっぱりこれは,徳島県の実態をもう少し詳しく調べる必要がありますね。そうしないと,対策の打ちようがないとか,いい加減なアバウトな対策しかできないと思えますので,そのあたりの調査からまずはやらないといけないと思えますよね。

次に、今、徳島県の森林資源は9,600万立方メートルあって、そして毎年100万立方メートルの成長があって、そのうち伐採されておるのが35万立方メートルと、こういうことなんです。そうしますと毎年60万立方メートルずつ太っているわけですね。それは、太るということは、それを支える森林、山、林地というのが、非常に仮分数になってきているということなんでね、それから表層崩壊、また更には深層崩壊につながる非常に危険な状況が続いておるということなんです。その対策として森林資源をもっと開発して、輸入材を減らして、森林の活用をもっと図っていくということが進みつつあるわけなんです。

そこでね、放置された林地を今日まで、そしてまた所有者不明だから手も打てない所有者不明の森林、これをね、今までそういった災害が起こらないように適切な管理をするように、どういった方策が取ってこられたのか、それについてちょっと教えていただきたい。

山岡林業戦略課長

これまで管理が不十分な森林について、どのような対策を行ってきたかということでございます。これにつきましては、これまで不在村所有者の増加や高齢化の進行により、管理ができなくなった所有者への対策といたしまして、森林を適正に管理いたしまして、森林の持ちます公益的機能を維持増進し、本県の豊かな森林を将来にわたりまして、守り、引き継ぐことを目的といたしまして、平成26年4月に、議員の皆様様の御提案によりまして、徳島県豊かな森林を守る条例が制定されまして、この条例に基づきまして、公有林化戦略ということで、とくしまグリーンスタイルに取り組んでいるところでございます。

これにつきましては三つの柱で取り組んでおりまして、受託による管理。これは徳島森林づくり推進機構による受託管理の推進。それから、規制による管理といたしましては、条例に基づきます行為の制限。これは徳島県版保安林の指定ということになります。あともう一つは、森林の取得でございます。これにつきましては、県や市町村などによる森林の取得によります公有林化等に取り組んでいるところでございます。

樫本委員

徳島県豊かな森林を守る条例に基づいて、受託管理、そしてまた保安林の指定等による規制の管理、そして公有林化を図る、森林を取得するというこの3本柱で対策を行ってきたということなんです。十分な対策ではないと今僕は感じております。とにかく成長がすごいですし、予算もそれほど組まれてないわけですから、後ほど予算の事は今年計上されてますので、お伺いいたしますが、非常に厳しい状況だろうと思います。

そこで、今お話のありました豊かな森林を守る条例、とくしまグリーンスタイルと言うんですが、今日までやってこられた実績を教えてください。

山岡林業戦略課長

とくしまグリーンスタイルのこれまでの実績についての御質問を頂いております。

とくしまグリーンスタイルによります公的管理の実績でございますが、県の行動計画で目標を定めておりまして、平成30年度に森林の取得や受託管理、また、県版保安林の面積につきましては、7,050ヘクタールとすることを目標に掲げておりまして、平成19年度から平成28年度末まで10年間で受託管理による面積といたしまして、1,493ヘクタール。県版保安

林では225ヘクタール。取得につきましては、3,334ヘクタールとなっております、合計で5,052ヘクタールの公的管理を進めているところでございます。

樫本委員

今、3本柱で、ここ10年間で5,052ヘクタールの実績があつて、そして平成30年にこれを7,050ヘクタールにすることなんですね、これは7,050ヘクタールをプラスするのではなく、累計で7,050ヘクタールになるということでしょう。つまり、2,000ヘクタールの3本柱での対策をするということですね。そうしますと平成30年の目標として公有林化、3本柱のうちの所有する方の公有林化は幾らの面積になるんですか。

山岡林業戦略課長

ただいま、3本柱の中の公有林化ということですが、全体ではですね、平成29年度に1,050ヘクタールを。また、平成30年度に1,050ヘクタールということで、2,100ヘクタールを平成29年度、平成30年度で進めることといたしております、その中で取得する公有林化の部分で申し上げますと、平成29年度に500ヘクタール。それから、受託する公的管理の部分で500ヘクタール。それから、徳島県版保安林で50ヘクタールということで合わせまして、1,050ヘクタールを今年度は目標にしているところでございます。

樫本委員

今年度、平成30年度は1,050ヘクタールを公有林化をします。こういうことですね。

次にね、予算のことになっていくんですが、とくしまグリーンスタイルのうち、公有林化の対策として、グリーンスタイルが三つの柱にあつて、公有林化を進める対策として、今定例会に6,604万6,000円計上されておりますね。これは、どんな事業ですか。

山岡林業戦略課長

予算の関係でございます。平成30年度に公有林化等推進事業費ということで6,604万6,000円をお願いをしているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、徳島県豊かな森林を守る条例に基づきまして、水資源や県土の保全機能、そういった重要な森林につきまして、県民の皆様共通の財産として公有林化を進めているところでございます。

これにつきましては、これまで、平成26年度に創設をいたしました、県有林化を進めるための徳島県県有林化等推進基金、それから、市町村有林化を進めるための基金といたしまして、平成23年度に創設されておりますけれども、徳島県豊かな森林づくり推進基金、この二つで、これまで県有林化や市町村有林化の支援を進めてきておるところでございますけれども、今年度、この二つの基金を一本化をいたしまして、徳島県公有林化等推進基金といたしまして、その財源によりまして、公有林化等の推進事業により、県有林化、市町村有林化の支援に取り組んでいるところでございます。

この基金でございますけれども、公有林化を更に加速させるということで、県有林・県行造林を特別会計におきまして、木材の生産量を拡大するというところで、それに伴う増収部分につきまして、基金に積み立てることにより安定した財源を確保することといたして

おります。具体的には、昨年度までの基金の残額は約8,000万円ということになっておりまして、県有林の木材生産による収益から今後10年間で3億4,000万円を積み立てて、合わせまして4億2,000万円を公有林化を進めるところでございます。平成30年度の6,604万6,000円の内訳といたしましては、県有林化で4,354万6,000円。それから市町村有林化の支援といたしまして450万円。それから公有林化の基金への積み立てといたしまして1,800万円ということになっておりまして、この基金を有効に活用いたしまして、管理不十分な森林の公有林化による適正管理を進めてまいりたいと考えているところでございます。

樫本委員

公有林化を進めるに当たって、今日まで二つの基金を創設して行ってきたと。そして、基金というのはもちろん、事業を着実に実行するための確かな基金なんですよ。条例に基づく基金ですね。議会のチェックが掛からない基金ではないということでオープンになっているものですね。それはそれでいいと思うんです。

そこで、この6,600万円の中身について使い道についてお話を頂きました。うち4,800万円を公有林化の支援に使うと。そして、1,800万円は基金のほうに充当するという話なんです。そして、基金になった、積み立てていく原資になったのが公有林の売却をして、その利益を基金に積んでいったということなんです。この見通しとして、今後、来年ですか、再来年ですか、森林環境税というのが導入されてお金が入ってくるわけなんです。今後、この基金の役割と、その上に、公有林化というのは、県の公有林化と市町村とがありますね。森林環境税というのは市町村のほうに主に充当されるわけですが、県の今日まで積み立てておる資金。それから、これから今後10年間積み立てる資金で膨れます。そして、ある程度の資金ができて、公有林化が一層進んで、適切な森林管理が行われるということをご期待するんですが、このとおりでいいんですか。

阿部農林水産部副部長

ただいま、徳島県公有林化等推進基金に関する御質問と森林環境税の関係ということで、御質問を頂きました。

この基金につきましては、これまで、最初は日亜化学さんのほうの御寄附を頂いたり、そういう財源を基に公有林化を進めてきた事業でございまして、それを平成29年度からは基金の財源といたしまして、県有林を増産をして、増産でもうけたお金を一部、基金に積み増しをしていって、先ほど申し上げましたように、10年間で3億4,000万円積んでいくと。この中で県として守るべきもの、そういう所とか、あとは県有林に近くて管理が一体的にできるもの、こういう所を買い増しをしていって、更にそこで生産ができる所があれば生産をしていって、それから得た収入で公有林化を進めていくと、こういうような基金の考え方というか目的でございます。

一方で、森林環境税につきましては、市町村のほうが主体となって、まずは先ほどもお話にありました、所有者が分からないとか管理が放置された森林。これを市町村が所有者からの委託を受けて、現況の調査をして、実際の整備につきましては森林組合であったり、そういう林業事業体の方に任せて取り組んでいくということになっております。

ただ、一方で、その中でどうしても買ってほしいといった所もございまして、そういう

所についても、市町村が買えないことはないというようなことの事業のスキームが、国のほうで検討されているところでございますので、実際、市町村のほうで森林環境税を使って公有林化が進んでいくのであれば、県が持っている基金におきましては、市町村の支援のほうをどうするかというのを検討させていただいて、県が中心となって買っていきような基金の用途に変えていくのも、一つの手ではないかなというふうに考えております。この基金と森林環境税、両方を使って、徳島県の山を手入れできるように、また、管理ができるように進めてまいりたいと考えております。

樫本委員

森林の適切な管理には、先ほど3本柱のお話がありました。所有と受託と規制、この3本柱であらゆる方法を使って適正な管理を行っていくという方法があるのですが、もう一つ、寄附というのはないですか。公有林化を進めるのに、もう山はいらんから、役場が引き取ってください、県が引き取ってくださいという、こういう方も沢山いると思うんですが、こういう動きを加速させたらいいんじゃないかなと思うんですが、そういうのはどうなんですか、そういう方向に進みますか。

山岡林業戦略課長

ただいまの委員の御指摘のとおりでございます。所有者といたしましては、先ほども過疎化、高齢化の中で、もうなかなか管理がしていけないだろうということで誰かに管理を任せたいとか寄附をしたいとか、そういうお声もこれからどんどん出てくるというふうに考えているところでございます。

そういうところのお話についてでございますけれども、本会議でも知事のほうからも御答弁ございましたけれども、平成31年度から新たな制度といたしまして、森林環境税（仮称）や森林環境譲与税ということも示されておりました、市町村と連携して推進していくことになるわけなんですけれども、国のほうの仕組みというのは検討されているところでございます、具体的に森林環境譲与税では、経済的に採算が合わない条件不利な森林を整備をする。また、この財源を市町村においても有効に活用して管理不十分な森林の整備を実施するというようになっておりますけれども、そういった中で、来年度、県や市町村、関係団体で構成します協議会ということで、徳島森林経営管理協議会、これも仮称でございますけれども、そういったものを設置いたしまして、市町村の御意見や御要望などをお聞きして、地域の実情を踏まえた市町村が主体となる森林整備の仕組み、そういったものを構築していきたいというふうに考えておりました、そうしましたことから森林整備を推進し、適正な森林管理に努めていきたいと考えているところでございます。

樫本委員

ちょっと外れるんですが、今、早明浦ダムの事業再編というのが進もうとしておりますね。これは治水が大きな目的なんです、利水のほうは私も非常に興味を持っておりました、利水がそれほど言われてないのですね。今、徳島の河川を見ても那賀川でも吉野川でも、洪水が一気に出て後はもう渇水状態で川に水がない。河川に水量が不足しているという状態なんです。山のほうを見ても、僕たち子供の頃は、豊かな水が谷か

ら吉野川に向かってどんどん流れて豊かだったんです。これは香川分水や上流のダム湖によってせき止められて、ある部分は、大部分が香川用水や銅山川の2、3本のダム、一つの堰せきによって四国中央市を潤わせておりますが、また高知にも分水がされておまして、徳島には洪水だけしか流れてこない。非常に憤りを感じているんですが、その水の最大の消費者は森林であると、こういうふうにも杉本議員から伺っておるわけで、この山を適切に管理をしないと自然体系が崩れる。利水者も困るんだと、こういうような話でありますので、私は適切に管理するためにもこの山はどんどん切っていただきたいなあと。そして更新をして、いわゆるCO₂の削減にもつながるような持続発展可能な地球環境の健全化に向けての取組をやっていただきたいなど、古い木よりも新しい木のほうがCO₂をたくさん吸収すると、こういうふうに思いますので、そういう講習をやってどんどん進めていただきたい。そして、適当な水を河川を通じて下流に流していただきたいなど、こういう思いが一つはあります。

もう一つは、去年の台風によって北九州の朝倉市のああいった状況。これも徳島でああいう状況がどこで起こってもおかしくない状況なんですね。従って、大きな木はどんどん切り出して、山が森林を、いわゆる木材を支える力をしっかりと蓄える。そういう力を取り戻すという状況を作っていただきたい。そうしないと、昔40年ぐらい前に堰堤えんていラッシュでね、小さな谷、大きな谷にいっぱい堰堤えんていを作って、土砂の流出を阻止して、ある程度安定的に河川管理ができてきたわけなんです。今、どの堰堤えんていに行っても土砂でいっぱい。県の河川から吉野川や那賀川には、どんどん砂利が堆積して大変危険な状況になっておりますので、元々は森林資源の山地をきちんと管理することによって災害を防げると。そしてまた資源としても活用できると。こういうことでありますので、大切な私たちに与えられた資源は、極力大切にするようにしたいなど、そんな循環社会を作りたいなど、こういう思いから今日質問をさせていただきました。

森林の公有林化に向けての基金となる資金が、私は少ないと思います。もっともっと公有林を、しっかりと回していただいて、回すというのは消費を進めて、そして、基金を積み立てて助成をして適切な森林管理につながるように、より一層頑張っていたいただきたいと思います。

今年計上された6,000万円では非常に少ないなど、こういう感想を申し上げて終わりたいと思いますが、コメントがあったら決意を述べていただきたいと思います。

阿部農林水産部副部長

ただいま、樫本委員のほうから、県産材の増産、そして更には森林の管理をという御意見を頂いたところであります。県におきましては、現在、新次元林業プロジェクトということで、平成36年に60万立方メートルを生産するということを目標に増産に努めております。これは、先ほどお話にありましたように、今の徳島県の森林、杉・ひのきにつきましては、50年生を超え実際利用できる山というのは半分を超えてきております。これにつきましては、経済ベースに乗るところにつきましては、まずは生産をして有効活用していくというのが大事ではないかと考えております。

一方で、なかなか奥地で、採算ベースに乗りづらい所もあろうかと思っておりますけど、そういう所につきましては、やはり、間伐という作業をして、実際、ヘクター当たり何本

木が生えていったらいいのか、先ほどおっしゃったように、木が多すぎるとバランスを欠いた山になりますし、そういうことで土が流れて災害の発生につながるということになっておりますので、経済的に利用する部分と守っていくべき部分、経済林じゃなくて環境林として整備していく部分、こういうところをゾーニングしながら、徳島県の山を利用しながらまた適正に管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

臼木委員

去る2月21日に私は代表質問において、食品ロス削減に向けた取組について、フードバンクとの連携策を含めて質問をさせていただきました。その際に、知事からは、来年度、東部・南部・西部3圏域での食品ロス削減セミナー、環境改良型エシカル消費講座など、より進化した啓発活動を展開することや、県民の皆さんには、食べ物を無駄にしないための買い物の仕方。利用者の方々には、賞味期限までの期限が残り3分の1となった時点で販売せず廃棄する等の償還をする、いわゆる3分の1ルール緩和などについてアンケート調査を実施すると共に、食べられるのに廃棄される食品を福祉現場で活用するフードバンクとくしまの活動を広く県民・利用者に紹介し、食品提供への協力を働き掛けていく旨の御答弁を頂いたところで。

ここで確認の意味で二、三点質問したいんですが、まず、3分の1ルール緩和などについてアンケート調査を事業者に対してどんなふうを実施するのか、お尋ねをしたいと思います。

河崎環境首都課長

ただいま、臼木委員から御質問を頂いた件でございますけれども、食品ロスとの関係において、よく耳にする商慣習といたしまして3分の1ルールというものがございます。この3分の1ルールと申しますのは、法的なものではなくて、あくまでも民間取引における申合せというものでございます。諸々、検索いたしますと、製造業者から卸業者を通じた小売業者への納入期限、これが製造日から賞味期限までの期間の3分の1まで。それと、販売期限は製造日から賞味期限までの3分の2までとされてまして、その期間を過ぎますと賞味期限内でありましても店頭から撤去され、返品されたり廃棄するなどが一般的であるというふうにされております。

今、県が考えておりますアンケート調査につきましては、この商慣習の緩和についてのお考えを問うという形で、この食品ロス削減についての認識を深めていただくというものでございます。

また、フードバンクの認知度を問うなどをいたしまして、そういった形でフードバンクについて知っていただくということも目的にしたいと考えておりまして、そのアンケート調査によりまして、食品提供について検討していただくためのきっかけにさせていただければと考えております。そして、具体的な手法といたしましては、まず、業界団体に御協力を要請した上で、食品の製造流通販売に関わる事業者の方々に対しまして、郵送あるいは電子メール等による実施を検討しているところでございます。

臼木委員

今現在で、フードバンクと連携した取組状況はどうなっていますか。管理なさっている方が、私にもいろいろ質問がきてお尋ねされているのですが、今の状況はどのようになっていますか。

河崎環境首都課長

現在、環境首都課におきましては、限りある資源の無駄遣いをなくすとともに、ゴミの処分量を減らすために、3Rのうちのリデュース、ごみの発生抑制の取組の一つとして、食品ロスの削減に取り組んでおります。

そして、この一環といたしまして、NPO法人フードバンクとくしまと連携いたしまして、平成28年11月22日からでございますが、環境首都課の執務室内にフードドライブの箱を設置いたしております。県民の皆様をはじめ県職員に対して、御家庭で使わないインスタント食品でありますとか、保存食品などの提供を呼び掛けておりまして、集まった食料品につきましては、NPO法人フードバンクとくしまを通じ、福祉団体や福祉施設等に提供していただいているところでございます。更に今年度は、環境活動連携拠点エコみらいとくしまにもフードドライブの箱を設置いたしまして、また、各部局に依頼をいたしまして、経営戦略部の総務課・保健福祉部障がい福祉課にも、フードドライブの箱を設置するに至っております。

今後とも、NPO法人フードバンクとくしまと連携しまして、こういった食品ロス削減の取組に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

臼木委員

分かりました。最後に、県民の事業者に対するフードバンクとくしまの活動についての紹介は、どのように行うのですか。

河崎環境首都課長

県民・事業者に対する働き掛けでございますけれども、まず、県民の皆様に向けましては、食品ロス削減に向けた普及啓発活動をいたしまして、御家庭における取組といたしまして、食材は消費できる量だけを購入するという。それと、購入した食材は工夫して余さず消費するという。食べ残しは工夫してリメイクすることなど。

それから、飲食店に行かれた時の取組といたしましては、外食時には食べ残しが出ないように適量を注文していただく。それから、宴会時には、幹事や司会者が食べ残しがないように呼び掛けていただいた上で、乾杯後30分と終宴前の10分間は席に着いて、しっかりと料理を楽しんでいただくというような、おいしい徳島！食べきり運動と申しますけれども、この実践などを呼び掛けていくことで、まずは食品ロスの発生そのものを可能な限り削減していきたいと思っております。

ただ、そうした上でも更に余剰となった食品につきましては、フードバンクとくしまへの御提供のきっかけとしていただきますように、来年度、東部・南部・西部各圏域ごとに開催する予定でございます食品ロス削減セミナー、あるいは、環境活動連携拠点エコみらいとくしまにおける各種講座、それから各種イベントとか街頭キャンペーンも実施しておりますけれども、こういったあらゆる機会を捉えまして、フードバンクとくしまの活動も

紹介していきたいと考えております。あわせて、フードバンクの認知度とか、食品提供への意向を問うアンケート調査を行うという形でも、取組についての認識を深めていただけるように働き掛けてみたいと考えております。

また、事業者の方々に向けましては先ほど説明させていただきましたアンケート調査、この実施を通じて紹介したいと考えております。

臼木委員

今日、フードバンクのニーズが高まる中で、ボランティアだけでは限界があると思います。自治体とフードバンクとの連携が不可欠であると思いますし、今後とも県においてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私も、報告を頂いて本当に餓死寸前のお子さんがたくさん徳島県にもいらっしゃるんだなということを改めて感じたところで、代表質問でも取り上げさせていただきました。再確認の意味も含めて質問させていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

眞貝委員

先日、私の一般質問におきまして、私の地元板野町におきまして道の駅に水素ステーションを整備する計画があることに触れさせていただきました。地球温暖化の切り札と言われております水素エネルギーを普及させていくには、まずは燃料電池自動車が増えていくことが一番いいのかなと。また、水素が身近な物になっていくということが必要なと思っております。正に板野町の道の駅への水素ステーション併設は、県の水素グリッド構想の実現にも資する取組になると考えておるところでございますが、県はこの水素ステーションの整備に向けて、どのように関わっていただけるのかをお伺いしたいと思います。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、眞貝委員から、先の一般質問の中でのお話が出ましたけれども、道の駅の水素ステーションの整備についてということで、県がどのように関係していくかというような御質問かと思えます。

板野町さんにおかれましては総合戦略という形で、今、板野町新北海道再興戦略を作成をされて、本県のほうからいわゆる、徳島県版の地方創生特区第1号というような形で認定をさせていただいたというような状況でございます。それで、現状私ども自然エネルギー推進室のほうで、道の駅を作ります基本計画策定委員会という組織ができ上がっておりまして、そちらにオブザーバーとして参加させていただいているところでございます。そういった中で具体的な計画策定に当たってもいろいろな意見を述べさせていただいてるところでございます。例えば、せっかく水素エネルギーを導入いただいているというお話でございましたので、水素という物の特性というようなところは当然ながら御説明をする中で、例えば、道の駅をせっかく併設いただくということであれば、集客にもつながるような形で、例えば、水素モビリティということで今いろいろなモビリティ、先ほど委員もおっしゃられましたけど自動車はもとよりでございますけれども、電動というか水素を使った自転車なんかもございますし、聞くところによりますと水素を電源としますカートみたいなのも作っておられるような所もあるやにお聞きしております。そういったモビリティで子

供さんが体験いただけるようなスペースなんかもいいのかなという案もございますし、もう一つ例えば、水素は電気が出ますけれども、併せて熱利用なんかも十分御利用いただけますので、例えば、道の駅の建設予定地とされている所は、農地も近くにあるということでございますので、例えば、ハウスなんかを近くに併設いただいて、その熱源を使っただくとかですね。あるいは、例えば、道の駅によくあるんですけど足湯ですね。熱も有効に活用いただけるというか、そのあたりの部分をこういうことが活用できますというような形で、その策定委員会を通じて、我々もどんどん意見を申し上げていきたいなど。それで、つきましては、道の駅を作っただけということでございますので、活気のある皆さんが寄って集まっただけのようなそんな所を水素の関係から御提供していきたいと考えております。

眞貝委員

今日の日経新聞にトヨタ自動車をはじめ11社が組んで、全国で80店舗ぐらいの水素ステーションを作るように進んでいくというようなことが載っていたと思います。また、国のほうもガソリンスタンドの中に水素の充てん施設を作っただけのような法整備に変えていくという方向も打ち出されているようでございます。

また、板野町の道の駅に関しましてはやはり、水素ステーションということで5億円ぐらいの金額がかかるということでございます。金銭面のほうに向いても、県から優しい力添えをいただけたらと思っておるところでございます。

(「県の中央部のしかるべき所に作れって言うて」と言う者あり)

そのように言っておりますので、これはやはり、議員の中では水素グリッド構想の先端に行く樫本委員さんはミライを所有しておりますので、県内至る所に視察に回らないとけないので、県内、県央だけでなく板野町また県南・県西部にも作っただけのようとのことでございますので、お願いしたいと思っております。

また、先だつての私の質問の答弁で、水素の取組を更に着実に推進するため水素グリッド社会実現に向けた次の一手として、外部専門家を招へいするとの御答弁を頂いたところでございますが、来るべき水素社会に備え、新たな事業展開につなげていくとのことでしたが、この外部専門家の招へいというのは、具体的に何を目的としているのかをもう少し詳しく教えていただきたい。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、外部専門家というような形での招へいで、こういった目的としているのかというような趣旨の御質問かと思っております。これまで本県でも移動式の水素ステーションでありますとか、県庁の前でも再エネ型の水素ステーションというようなこと、それと公用車ですね。水素自動車ですべて6台というような形で、いろいろな取組をさせていただいてるところでございます。それで、あらゆる面で全国に先駆けてというわけではないんですけど、いろいろな形で意欲を持ってやってきたところでございます。

ただ、水素エネルギー、先ほど委員からもお話がありましたように、関連11社が新たな目的会社を作って水素ステーションを整備していくような形で、水素を取り巻く環境というのが目まぐるしく変わっていく状況の中で、我々も水素についての専門性を十分勉強を

しているところではあるんですけども、やはり、知識と言いますか、非常に専門性が高こうございますので、そのあたりを我々としても担保いただけるような方、あるいはその非常に高い専門性、技術も持たれている方、その高い専門性・技術性を、これまでやってきた水素行政の次の一手というような形で、どういうことができるのか、県としてどのようなことに取り組んでいけるのか、というようなところを国内外の情勢も的確に把握いただき、それを徳島県としてどのように事業化していくかとそういうような御助言を頂ける専門家を招へいできるような形で考えております。

眞貝委員

外部専門家ということでございますが、外部の専門家で徳島県はつまづいたところもあるのかなと思っておりますが、水素は新たなエネルギーでございますので日々技術が進化しております。そこで、外部専門家についてどのような人物を想定しているのかお伺いしたい。また、今後水素グリッド構想を実現していく上で燃料電池自動車を増やす、また、水素ステーションを建設するというだけでなく、是非、徳島らしいものを出していただきたいと思うんですが、その点も踏まえて県の外部専門家に何を期待しているのか。併せてお伺いしたいと思います。

岡島自然エネルギー推進室長

外部専門家への期待ということでの御質問かと思えます。先ほどと若干被るかもしれませんが、外部専門家というような形で、専門性、水素の核に関して言うと非常に専門性が高く、私もこの自然エネルギー室長を拝命いたしましてもう2年になりますけれども、日々勉強させていただいているような状況もございまして、なかなかその部分で、次の一手というような形で非常に毎回頭を悩ませているようなところでございます。もちろん予算的なものとかいろいろございますし、先ほどの水素ステーションというような形を、榎本委員からの叱咤激励もございまして、中央部を含めて、いろいろな所に水素ステーションを作っていくというのが、本来の取組というところでございますけれども、そういったところを効率良くといいたいでしょうか、先ほど申し上げたようにお金もすごくかかったりもしますので、そういった外部資金をどう取ってくるかとか、そのあたりの知識なんかも外部専門家の方の御助言を頂くというような形を期待もしてございますし、あとはその方が持つ知識・経験を生かしていろいろな関係者の方とお話ができ、また違うひらめきといいたいでしょうか、そういうふうなことができ、それを県の施策化につなげていければなというふうに考えてございますので、また、御支援のほど、よろしく願いいたします。

眞貝委員

次の一手ということでございますが、やはり、外部専門家を呼んで世界に先駆けてとか日本初とかそういうのはもういいと思うんです。徳島県の県民が本当にこの水素の事業に対しては、いいなと我々県民が納得できるような事業を是非やっていただきたい。もう世界とか日本に目を向ける前に、徳島県内に目を向けた事業を企画していただきたいと思えますので、それを要望して質問を終わります。

寺井委員

鳥獣被害についてちょっとお聞きしたいと思います。6ページの農業総務費の中で農作物鳥獣被害防止対策費が5,300万円ほどの減額でございますけれども、これ、大きな金額で減額されてますけど、鳥獣対策はもう全て終わったという観点からですかね。こんなに予算減らしてるのは。どうなんですか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

予算の減額に関しての御質問でございますが、今年度は獣害に打ち勝つ「地域力」強化事業において1億9,577万5,000円を予算計上してきたところでございます。ただ、国の配分額が本県の予算額を下回ったため、やむなく5,320万6,000円を減額いたしました。

寺井委員

国からほとんどのお金が鳥獣対策で出てくると。御存じのとおり私も阿波市の土成町ですから、既に鳥獣被害がたくさん出ておるわけでございまして、中山間を含め、その辺に住む人たちにとっては本当に大切な事業です。過去、鳥獣被害が出だして20年かもっとになるんですかね。この事業はいつ頃から始まったんですか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

国の交付金事業でございますが、平成20年度から開始されております。

寺井委員

10年ぐらいたっているということですが、この鳥獣被害防止対策費というのは、毎年どのくらいの予算付けをされてたんでしょうか。過去10年単位で、トータルでどのくらいの金額が鳥獣被害対策として出されたのか教えていただきたい。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

約11億円が、平成20年度から平成28年度まで本県で実施されております。

寺井委員

11億円という巨額な金が投資されて、そしてこれは中山間地域の人たちにとっては非常にありがたいので、どの風景を見ても鉄格子といいますか、鳥獣が畑に入ってこないように作っておるわけでございますけれども、早い所だったらもう10年もたってるわけでして、後の30年もあるんだろうと思いますけれども、非常に厳しい世界の中でその地域が生き残っていくためにやむを得ないわけでございますけれども、引き続いて、思い切った予算付けをしていただいて、その中山間地域で住めるようにしていただきたいなと思います。これからも続くだろうと思いますけれども、これからもどうぞ、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一点、これ県民環境部の部分でございますけれども、いわゆる公害対策費というのがありますけれども、その中に大気汚染対策等々が出ております。実は昨日、自民党本部

で、たばこの受動喫煙について最終的な厚生労働省との話の中で、100平方メートル以下の所は吸ってもいいという話がありました。その結果、我々たばこを作っている者にとっては、厳しいなという話があるわけでございます。今年の冬、11月から始まって、つい最近まで日本海側そして東北にすごい雪が降った中で、車が渋滞をし、雪によって車が動けなくなった。その中で、車の中で排気ガスで死んだ方も何人もいらっしゃると思います。かたや一方で長距離トラックを運転する人たちにとっては、たばこがストレスを解消するというか、その場を切り抜けるために良かったという話も聞いておるわけでございますけれども、この車の排ガスというのは非常に危険なものだということが証明されたのではないかなと私は思うんです。その中で、車社会で車を売って日本は経済的に成り立っているんでしょうけども、この車の排ガスが大きな国のくくりというか、地球温暖化を含めて影響を及ぼしていると思うんですが、このような状態で本当にこのままでいいのかと、こういう排ガスが自由な格好で、大気汚染の問題で、東京都なんかは排ガス規制をやってますけど、これをどのように思われているのか、担当の部長さんにちょっとお聞きしたいんですけども。

津田環境管理課長

ただいま、寺井委員から車のアイドリングによる排ガスにつきまして、御質問がございました。車の排ガスにつきましては、今現在、我々としましては平成17年から施行しております生活環境保全条例、この条例におきまして従来から運転者等のアイドリングストップ、そういうような形での努力義務を規定しているような状況でございます。施行に当たりましては、各関係機関の小売店とかに対しまして、アイドリングストップということで車の排ガスをできるだけ出さないというような形での啓発をしております。

アイドリングストップのメリットとしましては、一酸化炭素の排出量の抑制でございますとか、燃料の節約あるいは窒素酸化物の削減をすることによりまして、オキシダントの削減、あるいは回り回ってPM2.5の原因となりますので、そういうようなことの削減ということになっております。そのような中でアイドリングストップの協力店というようなものもやっておりまして、今、現在872店舗でアイドリングストップという形でのばい煙対策というような形をしている状況でございます。

寺井委員

アイドリングで、非常に何人かの委員の中で聞いたことがありますけれども、同僚の岸本議員から聞いた話ですけれども、徳島の吉野川の橋から県庁の南側の交差点まで5か所ぐらい大きな交差点がある。四国の交差点の中で一番車が通る交差点の1位から5位までがそこだというお話を聞くと、そういう排ガスの苦情はないんですか。いわゆる交差点辺りに住む人たちの中で、こういう状況は非常に厳しいんじゃないかというようなお話はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

津田環境管理課長

自動車のばい煙についての苦情ということでございますけれども、特に具体的に今現在こちらの県のほうに挙がっているような苦情というのはございません。

ただ、車の排ガスにつきましては、県は市町村と協力しまして、定期的に幹線道路の測定をしております。これにつきましては、今現在測定しております、幹線道路の11号線でございますが、55号線あるいは192号線のこれらの集中している所につきまして、定期的に測定しております、今現在特に大きな支障が出ていないようなことでは確認はしております。

寺井委員

大きな影響がないということで安心しました。先ほどから水素の話とか電気自動車の話が出ておりますけども、徳島県は環境については非常に進んでいるんだということで、これからも推進していただければありがたいと思います。

古川副委員長

私からも何点かお聞きしたいと思います。まず1点目。温暖化対策についてお聞きしたいと思います。

先日、2月ですかね、このIPCCの特別報告、その素案が明らかになったと報道がありました。現状のままでは、2040年代に気温の上昇が1.5度まで到達してしまうというような内容になるというような報道でございました。現在、大体、産業革命以降1度ぐらい上がっているということですけども、2040年代に1.5度まで上がってしまうだろうという報告です。それで、パリ協定では気温上昇を何とか2度未満に、できれば1.5度まで抑えようというのが大きな目標でございます。そのために今世紀後半にCO₂の排出を実質0にしているということですけども、やっぱり今世紀後半ではもう2040年代に既に1.5度ということですから、現状のままではやっぱりそれをかなり前倒しをしていかないと、目標は達成できないというような報告になりそうです。かなり厳しい状況ということでございます。

一方で、国際再生可能エネルギー機関という所が、これも最近報道があったんですけども、再生可能エネルギーの発電コストがかなり軽減をされている。2010年から2017年の7年間でかなり下がってきているということの報告もありました。例えば太陽光では2010年は1キロワット当たり大体39円だったのが、2017年では1キロワット当たり約10円ぐらいになるんですね。ですから、73パーセントのコストが下がっている。陸上風力でも2010年では1キロワットにつき8円ぐらいだったのが、今は6円ぐらいになってきている。風力でも大体23パーセントぐらい下がってきている。これも2020年までには更に下がるだろう。風力も下がるし太陽光は更に半額ぐらい、今は10円ですけど5円ぐらいになっているだろうというような予測にもなってきている。今、化石燃料、石炭とか石油なんかでの発電コストというのは約5円から18円ぐらい。幅がありますけどこれぐらいのコストなので、2020年ぐらいには化石燃料で発電するよりも風力、太陽光がほぼ同じぐらいかそれより低くなるというような状況にもなってきているということです。これは、国際再生可能エネルギー機関の報告になっています。この再生エネルギーへの転換というのは環境への配慮というだけでなく、今もう経済的な選択からしてもそういうような流れになってきているというような報告でございます。

ただし、一方で日本についてはまだまだ高い。経済産業省のこれは2014年時点ですけど日本の場合は、太陽光は発電コスト24円。陸上風力は22円。これは世界の平均よりかなり

高いということで、やっぱり他国と比べて設備費とか工事費が高いのが原因ではないかということで、そういう設置工事や維持管理の専門業者がどんどん増えていく。また既存の送電線の接続がスムーズにできるような運用ルールになっていくと、価格は世界のように下がっていくんじゃないか、みたいな報告でございます。

ですから、これからやっぱり自然エネルギー、再生可能エネルギーが大きな流れになっていく。これの導入をどんどん早めていかなかったら、なかなかパリ協定の目標が達成できないという状況ですので、徳島県も自然エネルギー、全国トップクラスの目標を掲げているということですので、しっかりと進めていっていただきたいのですが。

まず、現状は今回の減額補正にもありましたように、この補助金ですよ。この脱炭素型施設整備事業費補助金につきましては、資料によると1億3,700万円を落とす。たぶん1億4,000万円を積んでいたと思うので300万円ぐらいしか使えていない。ほとんど全部と言っていいほど落としてるわけですよ。これは事前委員会の時にも言いましたけれども、来年度も同じ額を積んでるわけですよ。これをどう使っていくのかというのをやっぱり真剣に考えて、予算を組んで全部落としていたら何も進んでないですよ。自然エネルギーのトップクラスを目指すと言いながら。ですから、そのあたりしっかりと取り組んでいただきたいのが1点。

昨年度の予算の中では洋上風力の導入の検討事業もやるということで1,000万円を積んでいたわけです。風力もすごくコストは低いですけど、日本の場合は陸上よりもどっちかというやっぱりポテンシャルはやっぱりどうしても洋上になってくるのかなと思うんですけども、洋上の風力を今回、今年度の予算で導入検討するということでしたけど、国の法制化の動きとかを見て、この1,000万円の事業は執行しなかったということ昨日室長から聞きましたけれども、この洋上風力は徳島県において全国トップクラスの目標を掲げているわけですから、しっかりと風力も進めていってほしい。特に洋上風力かなと思うんですけども、このあたり今後どのように洋上風力に取り組んでいくのかというところをまず教えていただけますか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま2点、質問を頂きました。1点目が補助金の運用とございますか、しっかりと実績を作っていくというような形でのことだと思います。先の環境対策特別委員会で申し上げましたように、来年度についても今年度と同額というような形で予算計上をさせていただいて御議論いただいているところでございます。額については、今年度少なく終わったんですけども、来年度については、以前の環境対策特別委員会でも申し上げましたように、まちエネ大学ということで人材育成のところ、具体的な事業計画というようなことも講座の中でいろいろ議論いただいて、具体的な事業化に向けての計画も幾つも挙がってきているところでございます。そういったところについても補助金をうまく使っていただけるように、我々もつなげていくような作業をしていきたいと考えてございますし、あらゆる機会を捉えて補助金の周知も含めて我々が積極的に関与していきたいというふうに考えてございます。

次に洋上風力の件でございます。先ほど古川副委員長もおっしゃられたように、今、まだちょっと国会で出している途中だと思うんですけども、今、洋上風力の一般海域に係

るルールと言いましょか、新たな法制化というような形で動いているところでございます。この法律については、国のほうが、洋上風力に係る基本的な方針を策定して、その方針に基づいた形で、促進区域を国が設定をして、区域が決まればそこで公募専用指針というような形で指針を作って公募をしていただいて業者を選定するといったようなスキームというふうに聞いております。一応、国が主導するというような形のスキームになってございますが、このスキームの中でも協議会の意見というのは、その促進区域を指定するに当たって協議会を作るといふようなスキームになっているようでございまして、そちらには都道府県知事、あるいはその関係者、例えば漁業者の方とか、そういった方の参加をしていただくようなイメージと聞いてございます。ですので、そちらで十分意見を聴取して、我々もすぐ意見を述べて今からのことをしていきたいと考えてございますし、今のところスキームというようなことでございますので、積極的にその辺の部分についてはスキームも十分理解した上で、本県でも進めていけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

古川副委員長

補助金についてはせめて半分ぐらいは使ってもらえるようにしっかり頑張っていたきたいと思いますし、洋上風力につきましては、国のほうで法制化を進めていくということですが、今年度の事業は漁業協調型の導入検討事業ということで期待をしてたんですね。やっぱり洋上でどこまで何本ぐらい柱を建てないといけないのか。それに漁業にどれだけ影響するのか。ですから漁業者とウインウインになるような形の検討をしていかないと、幾ら制度が進んでいってもなかなか漁業者の反対があったら進まないと思うので、そのあたりを先行して平成30年度はやるのかなと思っていたんですけど。実質できてないということなので、このあたりをやっていくことによって、やはり国から候補地としてもターゲットになるかなと思いますので、そのあたりしっかりと進めていっていただきたいと思います。先ほど、再生エネルギーですごくコストも低くなっている、でも日本は遅れているということなので、どんどんそういう動きを加速させて、今日も報道で経済産業省が化石燃料を使わずに発電したことを示す証書を取引するように市場を作ると、このあたりからしてもすでに世界の流れから遅れているなというのがちょっと否めないという感じがするんで、自然エネルギー協議会の会長県として知事にもしっかりと、お尻を叩いて進めていくようにしていただきたいと思います。とにかく言っていないと、国も特に経済産業省もなかなか自然エネルギー導入というのは進みませんので、しっかりと行っていただきたいなと思います。

先ほども言いましたけど、もう一つこの再生エネルギー、日本で進まない大きな問題としてやっぱり送電線の接続の問題というのがあります。特に再生可能エネルギーの事業者が電力会社の送電線につなごうとした場合に本当に多額の接続料を請求される。事業費の数倍にもなるような接続工事費を請求されるケースというのも出ているということで、このあたりすごく問題かなと思っています。

これも大きい話ですけども、京都大学のエネルギー戦略研究所という所が、この送電線の空き容量の報告書、これも報道がされていきました。大手電力10社、50万ボルトとか27万5,000ボルトなどの各社の高電圧の基幹送電線。全国に399路線あるそうですけども、こ

れが結局空き容量がないということで、そんな多額の接続料を請求されているわけですが、この研究所が調査したところ、この399路線の平均での利用率、いわゆるこの送電線に流せる電気量の最大量に対して実際に流れた率、それを利用率と呼んでいるんですけども、この399路線で利用率はなんとたった19.4パーセントです。平均して2割弱です。8割が使われてないけれども空き容量がない。この399路線のうち、空き容量0の基幹路線というのが139路線決められている。10社でね。この空き容量0の139路線だけの平均の利用率だけ見ると23パーセントです。77パーセント使われていないのに空き容量が0だ。多額の接続料をください。それだったらもう自然エネルギー事業なんかできませんよね、はっきり言って。これはどうしてこんな77パーセントも使われていないのに空き容量0かというのと、いわゆる運転が止まっている原発、また老朽の火力。この既存の発電設備をフル稼働させた場合に、どれだけ容量が使われるかと計算して空き容量0だというようなことを言っているみたいです。でも本当にフル稼働される、本当にパンクするような事態というのは天文学的な数字になるんですね、可能性としては。でも、危機管理上は電力会社はしょうがないというような言い方をしますけれども、それよりももっと運用ルールを考えて有効に活用すれば、実際ヨーロッパ辺りでは、そういうような活用をしてどんどん再生可能エネルギーが増えているわけですから、そのあたりもこの日本の電力会社の姿勢というのをやっぱり見直していくというのは、この自然エネルギー協議会の会長県の知事からもしっかりと提言をしていただいて、今までも提言されてるのを知ってますし、これからもどんどん声を上げていかないとこういう事態は変わっていかないとしますので、これは本当に重要な問題だと思いますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思いますが、コメントいただけますか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、2点ほど頂いたかと思えます。一つは、非化石価値市場という形で日本はまだ遅いという御指摘がありました。少し申し上げると、こちらの非化石価値市場についても従来から本県、自然エネルギー協議会会長県としまして、非化石価値市場の導入に向けた提言は言い続けておりましたものですから、そういった形が一つ形になってこういう取組が成就したのかなというようなところでございます。こちらについても引き続き、具体的な制度でどういような制度になるか具体的には知り得ておりませんが、十分精査して使いやすいことも含めて検証していきたいと考えてございます。

それともう一点、送電網についても、正にここ最近、空き容量問題というのは非常に大きく新聞紙上を含め取り上げられているところでございまして、副委員長からの御指摘のとおり、実際の空き容量の形では20パーセント台だというようなところが出ております。実はいろいろ取り方があるようで、例えば複線化になるので最高でも50パーセント違うという議論もあつたりというところがあります。ただ副委員長のおっしゃるように全般的にフル稼働した場合を想定した形で現状では活用しているとの認識でございます。こちらについても先ほどヨーロッパでは進んでいるというお話もございました。ヨーロッパでは接続の仕方のルールというのが少し違うようでございまして、いわゆるコネクタンドマネージという形でヨーロッパのほうで今やっている。日本では、まずコネクタンドマネージをやる。そこからマネージですので出力を調整していくというような形で、まずは接続と

というような形のやり方でございますので、このあたりについては経済産業省の、我々も自然エネルギー協議会の中ではこういう話もしてございましたけれども、経済産業省のほうがこのあたりを十分日本版コネクタンドマネージという言い方と思えますけれども、そういうところを検証して検討していくという報道も出てございますので、こちらについてももしっかり見極めてまいりたいと考えています。

古川副委員長

洋上風力については、漁業者との協調。どうやってしていくかというのもしっかりと前に進めていっていただきたいと思えますし、この送電線の運用ルールの見直し。経済産業省も今動いていますけれども、しっかりとこの会長県として声を上げていかないと、どうしてもまたずるずるとなってしまうのでね。経済産業省はどちらかという自然エネルギーよりは原子力みたいなところがありますので、このあたりしっかりと自然エネルギーということで、声を上げていっていただきたいと思えます。

ちょっと話が変わりますが、自然エネルギーの中で、この間、事前委員会の説明資料の農林水産部の主要事業の中で、農業用水を活用した小水力発電施設の導入。この検討促進をしていくというようなことが書かれていました。この農業用水を使った小水力。小水力は今、企業局もいろいろ取組を進めていますけれども、農林水産部のこの取組については、これまでの実績というか動きというか、来年度の動きはどのような形になりますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

農業用水を活用した小水力発電の取組についての御質問でございますが、環境への配慮という側面もございますが、現在農家経営は農産物作物価格の低迷とか電気料金の値上げ、燃料の高騰などにより、厳しい状況でございます。そこで農業用施設等の維持管理費の軽減が求められているところでございます。

一方、本県の農山漁村は農業用水とか太陽光など地域資源を豊富に有しております、自然エネルギーの利用促進は大変重要であると考えております。このため、平成23年度から土地改良施設等を対象としまして小水力発電施設の導入可能性調査や概略設計を実施してきたところでございます。平成23年度から平成28年度にかけて、44か所、県下で調査をしました。また、こうした中、自然エネルギーの利用促進の観点から高落差、落差の大きい農業用水については国の補助事業を活用することとし、また国の補助事業の要件を満たすことができる高落差の農業用水というのは本県は実は少ないということから低落差の農業用水での活用を図ることとしまして、平成28年度から県独自の事業として“とくしま発”小水力発電モデル事業により、調査や実証実験を進めてきたところでございます。

これらの結果、平成28年度までに県下で小水力発電施設の整備が3か所で完了しています。一つは美馬市の夏子ダム。それからもう一つは佐那河内の新府能地区。それから三つ目が那賀川南岸土地改良区でございます。

平成30年度につきましては、昨年、今年度から取り組んでおります“とくしま発”小水力発電モデル事業によりまして、阿南高専と連携いたしまして、発電技術の確立を図っていくということと、次の候補地と申しますか、実施地区につきましては次の候補地は2か所程度でございますけれども、その実施に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えておりま

す。

古川副委員長

分かりました。小水力発電施設については先の3か所、夏子ダムと佐那河内、それから那賀川南岸でやっているということで。そのあたりは落差の大きい所は事業化できるだろうということで実証できたんだらうと思いますので、もう他にできる所はないのかというのもしっかり調査してほしいなと思います。また、落差の小さい所で発電ができないかというような研究も、平成30年度にそういうことをしていくということですので、これについては先ほど言ったように企業局も小水力をやっておりますし、国のほうの機関でも経済産業省とかNEDOとかそのあたりもやっていると思うので連携を取って、情報収集をして、本当に早く実用化ができるように、少しでも早く実用化して小水力も徳島県内で確立ができていくようにしっかり取り組んでいていただきたいと思います。

続きまして、鳥獣被害対策の推進につきまして2点目お聞きしたいと思います。

先ほど、寺井委員からもありましたように今回の補助金ですね。農作物鳥獣被害防止対策費、補助金ベースは4,500万円余り減額をしている。2億円ぐらい積んで、4分の1ぐらい。国の補助が獲得できなかったということで来年度も同じぐらい積んでいるのかなと思いますけども、これはもう答えはいりませんけども、しっかりと余さず使えるように、多めに積んでいるのかも分かりませんが、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。

来年度の予算資料を見ていますと、今年度また来年度もこの鹿とかいのししの緊急捕獲活動経費の支援というのを計上しております。これはさっきも聞きましたら処理に持って行く運搬費ですとか、処理費をかなりの部分を助成をしているという、これはやっぱりジビエの利活用にとっては大変有効な支援かなと思います。平成29年度、今年度の実績と来年度のこの部分の予算額は分かかりますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

今年度でございますが、まだ最終の決定ではございませんが、8,615万7,000円が配付される見込みでございます。また平成30年度につきましては、約8,875万円を今要望しようとしているところでございます。

古川副委員長

今年度の実績よりちょっとだけ多いぐらいの額を積んでいるということで、これもしっかりと引き続き取り組んでいただきたいと思います。

鳥獣被害の対策についてジビエの利活用というのがこれからもっともっと力を入れていかなければいけないところかなと思いますけれども、最近、昨日の夕刊にも出ていましたけれども、先月国のほうで調査の発表を公表したんですかね。全国の食肉処理施設で平成28年度に処理した野生鳥獣の解体頭数、羽数。これが大体8万9,000匹だった。その3分の2が鹿で3分の1がいのしし、あとちょっとその他の鳥獣があるという結果だったという報道がなされておりました。じゃあどれぐらいの捕獲がされているかということ、全国の資料で、環境省の資料がこれは平成27年度の全国での捕獲数ですけど、鹿、いのしし合わせ

て113万頭ですから113万頭を捕まえて、8万9,000頭の処理をしているということですね。ということは1割いってないわけです。まだ食肉の処分ということで1割いってない。全国でジビエ利用量は1,283トンだったという調査結果が出ています。1,283トンのうち一番多いのがやっぱり北海道で鹿が断トツに多くて503トンです。これは納得できるところかなと思いますけれど、2番目が兵庫県、兵庫県は、ぼたん鍋が有名で、いのししは兵庫県が一番多くてここが117トンです。これが2番目。次3番目が鳥取県63トン。徳島はなんと1トンでしょう。鳥取県63トンです。鳥取県と徳島ってあんまり面積も変わらないし山もそんなに変わらないのかなという気がするんですけど、この鳥取が63トンもできている理由は把握されていますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

鳥取県につきましては、早くからジビエ振興に取り組みまして、いろいろな県内のホテルや地元での消費を大変拡大していると聞いております。また以前にジビエサミットが行われまして、それを契機に県内消費が大変広まったというふうに聞いております。

古川副委員長

こういうのだったら徳島県も阿波地美^{じびえ}栄って銘打ってやってるわけですよ。何年前からですか。二、三年前からやってるわけですよ。鳥取県はそういう状況でかたや63トン、徳島県は1トンですよ。ホテルで多く使われる、消費が多いというだけなのかなとすごく気になります。そのあたりしっかり分析をしてやっていかないと何にも進んでいかないんじゃないかと思うんですけども。四国だけで比べてみても徳島県1トン、香川県4トン、愛媛県7トン、高知県9トン。やっぱり徳島県がよそと比べてもかなり低いですね。よその県よりよく頑張ってるのかなと思ってたけれども、量から見るとかなり低いという結果が出ています。四国の中でもかなり低いという、このあたりの分析はどういうふうに見ていますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

実は1トンという数字が出ておりますのを我々も驚いております。平成28年度につきましてはずっと右上がりであった捕獲頭数がガタッと減った年でございましたので、この平成28年度で言いますとわずか2.3パーセントぐらいしか、ジビエには回っていないという状況でございます。それから換算しますとおよそ肉としての利用量は1.8から2トンといったところかと思えます。

国も倍増事業を打ち出しまして倍増の方針を決めておりまして、県としましても、まずは捕獲、ジビエに回る頭数の増加、それとジビエの肉としての生産量の倍増というのを今年度新たな事業で目指してまいりたいと考えております。

古川副委員長

平成28年度はかなり少なかった、本当は1.8トンですと偉そうに言いましたけど、それでも1.8トンでしょ。四国で比べても低いですね。そのあたり施設数も徳島県は6か所と聞いていますけど、香川県11か所、高知県18か所、愛媛県も10か所ということで、処理施設の

数も他県に比べて少ないですね。

この間、県土整備委員会でも黒崎委員が言ってましたけれども、県央部での処理施設の建設というのを増やしていく。先ほど国もこの結果を見て、ジビエの量を2020年までに倍増していこうという目標を立てていますので、国のお金もしっかり取ってきて、まずは四国の中で追い付かないかなかなと思う。ジビエは大きな資源ですからね。全国で競争していくんですけども、しっかりとやっていただきたいなと思います。

捕獲についてはハンターの育成、来年度も幾つかメニューを作ってハンターの育成というのを打ち出してくれていますので、時間がないので聞きませんが、しっかりとやっていっていただきたいな。消費のほうにはこのタスクフォースの提案で一元的な在庫管理共同販売体制をとっていきみたいなことを来年度資料に書いていますが、このあたり簡単に説明してもらえますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

現在は、各処理施設でそれぞれ取引をしている状況でございます。なので大きな商取引があった時でも対応できないので、その取引を逃してしまうような状況も起こっています。なので、在庫情報を共通で管理いたしまして、そういった取引があった時に量をそろえて出していこうというものです。またその時には品質がそろわなければなかなか対応できませんので、枝肉、ブロックの肉の品質の均一化みたいなのも来年取り組みましてそういった需要に対応したいと考えております。

古川副委員長

分かりました。そのあたり大事なことだと思うので、しっかり平成30年度に進めていただきたいと思います。先ほど鳥取県は県内の消費を増やしたということですがけれども、県内だけで消費しなくてもいいわけですので、そのあたり今年度、ターンテーブルでのPRみたいなことも資料に書いていましたよね。新居次長がいるので、しっかりとこのあたりできたのかできないのか、時間がないので聞きませんが、首都圏にもPRできるような形で消費をしっかりと増やしていくような取組をしても、こういう調査が出ると、頑張ってると言ってもかなり明確なものが出てきますのでね。しっかりと取り組んでいかないとどんどん遅れていく。差は開く一方だと思いますよ。何とか追い付いていかないといけないと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後、先ほど樫本委員からもありましたけれども、森林の関係の話を最後5分くらいでさせていただいて終わりたいと思います。

2024年から森林環境税というのが導入されるということで、それに先立って特別会計を作って、それを見越して借入をして、仮称として森林環境譲与税と言うんですかね。それを各自治体に交付をして、森林の整備を図っていこうということを国のほうは法制化をしようということで進めているということでございます。

先ほど新たな森林管理システムということで、山岡課長のほうからも若干説明がありましたけれども、そういう適切な環境にも悪影響、悪影響とまで言ったらいけないけれどもほったらかしの森林を、森林所有者から市町村への委託、また更に再委託して意欲のある林業経営者への再委託をしていく。採算ベースにできないものは市町村でその譲与税を使

ってしっかりと整備をしていくみたいなスキームを考えていますけれども、やはり市町村に委託されるまでがなかなか難しいと思います。やはり待っていたのではなかなか手を挙げてくれないと思います。ですから、そのあたり森林所有者、適切な管理ができない。管理をするという責務を明確化して、管理をしなくてはいけないというふうにして、できない人は市町村に委託してくださいというような形に持っていくのだと思いますけれども、森林所有者から市町村へのつなぎをどうやっていくか。平成30年度に協議会を作ってやっていくと言ってますけれども、そのあたりの課題とどのような取組をしていくのかというのをお聞きしたいと思います。

山岡林業戦略課長

ただいま、古川副委員長より新たな森林管理システムについての御質問を頂いたところでございます。これにつきましては、先ほど樫本委員さんからの御質問と重なる部分もございまして、条件不利な森林整備の財源として、森林環境譲与税が平成31年度から配分されるということとなっております。それと合わせまして国のほうではその導入に向けての検討ということで、市町村主体となります新たな森林管理システムということで、正に検討をされているところでございます。これにつきましては具体的には市町村が森林所有者から経営管理の権利を譲り受けまして、今まで補助事業では手が届かなかったというか、手が付けられなかったような条件不利な森林。また一方で条件はいいのですが、所有者自らが管理ができない。そういった森林につきまして、意欲と能力のある経営者に森林整備を委託するといった制度につきまして、森林吸収源対策としての間伐を実施する。そういうふうなことで国のほうでも検討されているところでございます。

先ほどのお話の中で来年度早々、県や市町村、関係団体で構成する協議会を設置いたしまして、市町村の要望それから意見などをお聞きして、地域の実情を踏まえた森林、市町村が主体となります森林整備の仕組み、これを構築していきたいというふうに考えております。そういったことから森林整備の推進、それから適正な管理を進めていくということを検討しているところでございますが、その森林所有者と市町村とのつなぎと言いますか、その部分が非常に課題が多いと思います。先ほども、所有者自身の高齢化であったりとか、そもそも管理ができないから委託をしたい、任せたい、それから寄附をしたいとかいろいろ声があると思います。そういった中で、所有者の意向調査ということでは、この環境譲与税を活用して行うこともできますし、調査につきましては登記簿であったり、地籍調査、森林簿というのでもございますし、市町村にございます課税台帳などを活用して市町村が行うというふうなこととなると思われませんが、市町村におきましては、それぞれの市町村において重点的に保全すべきエリアであるとか、こういった所から始めるべきかとか、市町村ごとに条件が違うところもございまして、来年度早々に徳島森林経営管理協議会、仮称でございまして、そういったものを設置しまして、関係者の御意見それから御要望をお聞きいたしまして、この新たな制度が円滑にスタートできるように市町村や関係者と県が一緒になって、検討してまいりたいと考えております。

古川副委員長

今の答弁を聞いたら全然緩すぎますね。状態が、状況が、意気込みが。今、不在村の所

有者が9.5万ヘクタール、39パーセントあるわけでしょ。その中で既に自分の村にいない人も所在がつかめている人もかなりいるわけですよ。その中からどれだけが分からないのかとか、そのあたり市町村では当然把握していますよね。県も知っておかなかつたらおかしいと思うんですね。そういうところをしっかりとどうしていくんだ。年明け4月からというんじゃないで、そのあたりを年度内にしっかりと把握した上で動いていかなかつたら、もう後一年しかないわけですからね。例え所有者が分かっても、もう一つネックになるのが境界が決まっていかなかつたらどこまで委託できるんだという話になりますね。だから、そこも大きなネックになってくるので、そのあたりはどのような状況なのかということも、3月中にしっかりと把握をして、4月からしっかりと、平成30年度が本当に勝負と思って、平成31年度のスタートに向けて、それができてないとお金が使えないわけですから。そのあたりしっかりと平成30年度やっていただきたいなと思います。

山西委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

この際お諮りいたします。常任委員の任期は本定例会の閉会日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて閉会の日に辞任することとなっております。

そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましてはこの一年間終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力を頂きましたことは、大変意義深いものであり厚く御礼申し上げます。

また、審議の過程で田尾県民環境部長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂きましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、委員長の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

田尾県民環境部長

本日出席をいたしております理事者を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、山西委員長さんから御丁寧な御挨拶を賜りまして誠に恐縮をいたしております。

山西委員長さん、古川副委員長さんはじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、予算案、条例案をはじめといたしまして環境対策関係の様々な案件につきまして、御審議、御指導を賜り、深く感謝申し上げます。

委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見,御指導をしっかりと受け止めまして,今後の事務・事業の推進に活かしてまいりたいと考えております。なお一層の御支援,御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども,委員の皆様方におかれましては,今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして,簡単ではございますが,御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

山西委員長

これをもって,環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時33分)